

大会宣言(案)

本道における林業の労働災害は、関係者の不断の努力により長期的な減少傾向が続いており、その件数は10年前の約7割、20年前との比較では、約4割までに減少している。

しかし、死亡にいたる重篤災害は、一定のレベルから減少することなく推移しており、かえって労災全体に占める死亡災害の割合は、年々、増加する傾向を示している。

特に、昨年の11月から今年の3月までの5ヶ月においては、毎月連続で死亡労災が発生し、結果、8名の尊い命が失われるという極めて憂慮すべき事態となった。

これらの災害はいずれも、かかり木処理及びグラップル作業等における「立入の禁止」や伐木時の「合図」など、林業現場での基本を遵守することで避けることのできた事例である。

このような災害の再発を防ぐため、関係法令はもとより、「チェーンソーによる伐木作業等作業の安全に関するガイドライン」に基づき、経営者は改めて「従事者には何があっても基本ルールを守らせる」ことを徹底し、従事者は今一度「自身の経験や勘を過信せず安全確認を確実に行う」ことを貫徹すべく、強く決意することが必要である。

このため、私たちは次の事項を林業関係者が一丸となって取り組むことをここに宣言する。

- 一、 リスクアセスメント、危険予知活動により、事前のリスク管理を徹底すること。
- 一、 伐木作業における適切な「受け口」「追い口」つくりと作業手順を遵守すること。
- 一、 伐木やかかり木処理、重機との連携作業等での「立入禁止」を遵守すること。
- 一、 合図や指差し呼称など、現場でのコミュニケーションを緊密に行うこと。
- 一、 緊急連絡先や搬送経路の確認など、緊急時の体制づくりに万全を期すること。

令和7年7月2日

上川地区 林業労働災害防止安全大会